

第6日目(12月20日) (火曜日)

1. 出席議員

1番	城後	光	2番	横山	聖代
3番	三石	孝	4番	北村	清美
5番	脇坂	正孝	7番	中尾	尊行
8番	石峰	実	9番	尾上	和孝
10番	川田	保則	11番	太田	一彦
12番	堀池	主男	13番	藤川	法男
14番	今井	泰照			

2. 欠席議員

6番	百武	辰美
----	----	----

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長	山田	清	主任書記	樋口	晶子
--------	----	---	------	----	----

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬	政太	副町長	松下	幸人
総務課長	村川	浩記	商工振興課長	澤田	健一
企画財政課長	前川	芳徳	税務課長	朝長	哲也
住民福祉課長	山口	博道	健康推進課長	楠本	和弘
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長	義之	建設課長	吉田	耕治
水道課長	堀池	浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈	三恵子
農業委員会会長	福嶋	文徳	教育長	岩永	聖哉
教育次長	福田	博治	給食センター所長	中村	和彦
総務課行政担当係長	林田	孝行	企画財政課 財政管財係長	坂本	昌俊

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成28年第4回波佐見町議会定例会第6日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 28請願第2号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 28請願第2号 「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました28請願第2号 「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願については、総務文教委員会に付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、28請願第2号については、総務文教委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第2 発議第1号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

発議第1号

平成28年12月20日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 太田一彦

賛成者 波佐見町議会議員 百武辰美

賛成者 波佐見町議会議員 尾上和孝

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

標記について別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由

地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものとし、議員を志す新たな人材確保につなげるため、在職期間も厚生年金に加入できるようにするため。

別紙

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たす役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では、議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を、時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

以上です。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは、初めに、原案反対の発言を許します。

3番 三石議員。

○3番（三石 孝君）

おはようございます。私は、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についての反対討論を行います。

まず、意見書に表記されている地方議員の年金制度が、議員を志す新たな人材確保につながるには到底考えられません。

次に、平成23年に廃止された議員年金制度からわずか5年しか経過しておらず、その効果の判断が早過ぎると思います。

最後に、本町の財政面を考えますと、健康保険料と年金保険料の折半分を町の会計から持ち出す結果となり、一般会計を今以上に圧迫することになります。

また、ただでさえ財源難を理由に、やりたいこともやれない波佐見町の現状において、折半額とはいえ、かなりの金額を拠出することになることは明々白々でございます。

したがって、議員年金制度への加入を行うことは許されるべきことではないと考えます。行財政改革の観点からも、同様でございます。

よって、これを私は反対といたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

次に、原案賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

9番 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

発議第1号の件につきまして、賛成の意見をさせていただきます。

先ほどの件なのですが、私の考えとしましては、先ほど提案者がおっしゃったとおり、町村では議会への立候補者が減少し、無投票当選が増加する中、町民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となつております。

そこを鑑みまして、私は賛成ということでさせていただきます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

次に、反対者の討論を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、字句等の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第3 議案第78号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第78号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第78号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月15日、波佐見町長。

提案理由でございます。人事院による特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100の170」に改める。

この改正の内容につきましては、前段の100分の155というのが、期末手当の6月支給分でございます。それから後段の100分の170というのが、12月の支給分の期末手当でございます。期末手当の全体で申しますと、3.15月を3.25月に改正するものでございます。

附則、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

期末手当の内払、2、改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて、平成28年4月1日から、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附則の2番目につきましては、内払いの規定がございますが、これは、施行日が28年の4月1日からの適用でございますが、既に6月と12月分の期末手当については支払いがなされております。したがって、さかのぼって適用をされますと差額分が発生をいたしますので、その差額分の0.1月分の支給については、この本条例が議決をされ、公布をされました後で支給をされるということになります。

なお、本議会におきましては、教育長の分の期末手当については、条例改正提出しておりませんが、教育長の給与に関する条例の中では、第2条に、町長、副町長の例により支給するという規定がございますので、教育長の期末手当分についての条例改正はございませんので、つけ加えさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号

○議長（今井泰照君）

日程第4. 議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第77号について説明を申し上げます。

議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月15日提出。波佐見町長。

提案理由でございます。現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

この改正の中身は先ほどの特別職と同様でございまして、期末手当の規定の中で、6月支給分を155に、12月支給分を170に改めるものでございます。

附則、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

期末手当の内払、2、改正前の波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成28年4月1日から、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

これも、先ほどの条例改正と同様に、28年4月の1日まで遡及をいたしますので、6月と12月に支払われました期末手当の差額分が今後支払われるということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

町議会議員の議員報酬及び費用弁償等、一般職とか、特別職については、今回、人事院勧告等がありまして、国家公務員等に倣って改正されるものと思いますが、議員まで、議員はそこまでする必要があるのかという疑問を持っております。

一つは、町の限られた一般財源でございます。これに、この充当に関してでございます。それからもう1点は、今、本町にはございませんけど、町にはございませんけども、政治活動費等、いわゆる政活費等、こういったことで物議を醸している折から、そこまでこの一般職、特別職どおりに上げていいものかどうか。そういった私、疑問を持つものでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この議会議員の報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これは期末手当の人事院勧告に倣って、人事院勧告は、国家公務員の特別職と一般職と特別職の改定を行っております。国家公務員の特別職というのは、皆さん御存じのとおり、国会議員の皆さんでありますので、それに倣って地方の議会の議員の手当等についても決定をされておりますので、それに準じて今まではずっと改定をしてきておりますので、今回もそれに倣って改定をするということでございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

5番 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

ずっと過去の例に倣ってということとされておるようでございますけども、やはり波佐見町には波佐見町の事情もあるんじゃないかならうかと思っておりますので、そういったことからしまして、一応、私は留保すべきだと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは最初に、原案に反対者の発言を許します。

3番 三石議員。

○3番（三石 孝君）

私は、議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例についての反対討論を行います。

提案理由に、現下の社会経済情勢等を踏まえという文言がありますが、現下の社会経済情勢では、収入面において200万円以下の収入の方は、全国で1,000万人を超えていて、貯金ゼロの世帯数、これは31%以上になります。また、生活保護世帯は163万世帯、216万人以上にも上るといわれております。

残念ながら、本町でも例外ではございません。首都圏をはじめ、大都市圏の好景気の波は、いまだ本町を取り巻く状況には至っていないのが現状ではないでしょうか。また、ただでさえ、財源難を理由に、やりたいこともやれない波佐見町の現状において、少額とはいえ、議員報酬の期末手当において、改正を行うことは許されるべきではないと考えます。

行財政改革の観点からも同様でございます。

よって、これを私は反対といたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

次に、原案賛成者の発言を許します。

1番 城後議員。

○1番（城後 光君）

議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の意見を述べさせていただきます。

提案理由にもございますとおり、社会情勢を鑑みますと、一般企業もしくは公務員、全体的に給料を見直す動きが盛んになっております。これを踏まえると、物価も若干今後上昇していくことが考えられます。

全国的に問題になっておる政務活動費に関しては、波佐見町は支給をされておりません。議員の生活に関しても、物価がもし今後上昇することを鑑みますと、全国の事例に基づいて上昇させた上で、議員さん、ここで消費をふやしていくことで、民間の需要を喚起するということが非常に大事かと思っておりますので、そういう観点から見て賛成でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

次に、原案反対者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

13番 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

議案第77号 波佐見町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する案ということ、前回のことで、私は反対ということでした。今、討論をあつたるる、私も議員を8年間、今度9年目に入るわけですけど、議員だけでは生活ができないということ

で副職を許されております。

そういうことで、農業もしながら、波佐見町の人もうほとんどと思います。兼業をしながら、そしてまた副職をしながら、そしてまた議員活動ということで、議会そしてまた委員会の大切なこと、例えば一日二日の委員会でも、相当いろんなことを調べながら、ましてや実例を見るためには、県外町外に行って、実際見てくるということも私はしてまいりました。

そういうことからですね。そしてまた、土日の行事等、短時間ではありますけど出席等、さまざまな勘案いたしまして、これは常識的なものと思って賛成をいたします。

町民の皆様方からは一部批判があると思いますけど、これを契機に、私たちも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

そのままお願いします。

挙手多数であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第79号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第79号について説明いたします。

議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月15日提出。
波佐見町長。

提案理由でございます。人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について、所要の改正をするものである。

次ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以後、条文について説明をすべきところでございますけれども、まず、今回の人事院勧告の改正の中身について説明をいたします。

お手元に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の資料を、2枚つづりの分を準備いたしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。本年の給与改定につきましては、大きく給料表の改定の部分と、それから期末勤勉手当の改正の部分、それから扶養手当の見直しの部分、この大きく3項目が主なものとなっております。

まず、給料表から申し上げますと、これ月例級と申しますが、民間給与との格差を埋めるために平均で0.17%、平均の額でいきますと708円を埋めるということございまして、給料表の改定の中身を見ていただきますとわかるんですけれども、一般職の高卒、大卒の初任給で1,500円程度が増えております。また、同じく若年層も同程度の改定が行われております。

給料表の改定の幅につきましては、1級が500円から1,500円、2級が400円から1,500円、3級が400円から1,500円、4級が400円から1,200円、5級が400円から900円、6級が400円から700円という状況になっておりまして、若年層に配慮をされた形で改定がなされております。

それから、2番目の期末勤勉手当でございますが、現在は一般職員で年間の支給月数が4.20月分となっておりますが、これを民間と比較して、その差額分を埋めるため、4.30月分に0.1月分増額をするというものでございます。

増額のやり方につきましては、もう今年度につきましては6月の支給分が既に済んでおります。12月分も済んでおりますけれども、12月分の改定を現行の0.8月分を0.9月分に行う。それを28年度行いまして、29年度以降につきましては、6月期分を0.85月、12月分を0.85月

ということで、全体では0.1月分の増となっておりますが、二段階の形でするようになっております。

それから、扶養手当の改正につきましては、お手元の資料の中では、現在、下のほうの表の中では28年度と記載されている列がありますが、現行は、この28年度の状況でございます。これを改正では、30年度の数字にしようとするものでございますが、改正そのものは、配偶者に対する扶養手当を1万3,000円から6,500円に、それから子供、孫、祖父母、こういったところの扶養手当に関しては、6,500円を、子供につきましては1万円、それからその他の扶養者については6,500円から変わらないところということになっています。

また、配偶者がいない場合の扶養手当について、1人までは1万1,000円となっておりますが、これを1万円に。それから、孫以下、父母、祖父母、兄弟ですね。ただ、障害のある者については、1人までは1万1,000円となっておりますが、これを6,500円に改めるものでございます。

なお、29年度、30年度の表がありますけれども、配偶者については減額の措置がなされておまして、急激な減額に対する影響額を幾分緩和しようということでございまして、経過措置がとられております。

28年度に1万3,000円だったものを、29年度については1万円、30年度に6,500円ということで、段階的に引き下げ、それから改定がされるということになっておりますので、この分を御理解いただきたいと思っております。

それでは、議案のほうに戻りますけれども、今回の条例改正のやり方につきましてですが、条文の改正につきましては、大きく第1条と第2条の2条立てになっております。

改正分をちょっと見ていきます。でも、なかなかわかりにくうございますので、新旧対照表、10ページをごらんいただきたいと思っております。

一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。左頭のほうに、第1条となっております。第1条につきましては、まず勤勉手当の率の改定分が記載されておまして、それから附則に、ちょっとこう難しい文言が出てきておりますけれども、附則11に記載をされております内容につきましては、一般職の職員の中で、55歳を超えてかつ6級に在職している職員については、現在1.5%の減額措置がなされておりますけれども、この減額措置につきましても、勤勉手当の改定分について、同様に1.5%減額をしますよという規定が附則の11でございまして。

それから、一番下のほうに別表1、一般職給料表となりまして、次ページ以降、給料表が記載をされておりますが、給料表が改正案のほうに改正をするということで、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

続きまして、ページは飛びまして、16ページをお願いいたします。

16ページからが、2条立ての第2条の部分の改正の部分でございます。第2条につきましては、扶養手当の改正部分についての規定が主でございます、第9条と第10条につきましては、扶養手当の改正部分が記載をされております。

資料にあります、先ほど説明をいたしました28年度の改正を、30年度の数字に改正をするということが、まず記載をされております。

それから、ページが飛びまして、19ページをごらんいただきたいと思っております。

19ページの中段までが扶養手当の改正の事項でございます、中段以降、勤勉手当の記載がございます。勤勉手当の記載につきましては、第1条では28年度分の改正、12月分を改正するということのみの規定でございましたが、ここから第2条の部分につきましては、改正条例第2条部分で、6月部分を0.85、12月部分の支給を0.85に改正するというので、二段階の勤勉手当の改正となっております。

続いて、20ページをお願いいたします。

20ページの附則11でございますが、これも先ほど第1条の説明と同じく、特定職員に対する1.5%の減額措置の部分の規定でございます。

それから、附則でございます。

施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び規則第3条の規定は、29年4月1日から施行するというのでございまして、扶養手当と勤勉手当、第2条につきましては扶養手当と勤勉手当の改正が規定をされておりますが、この中で附則第3条の規定、附則第3条の規定というのは、この20ページの一番下のほうに第3条がございます。それが附則第3条の規定でございまして、平成29年4月1日から、平成30年3月31日までの間は云々の規定がございますが、ここがいわゆる29年度における経過措置の規定でございます。

手当の急減と急増に係る影響を緩和するために、段階的に改正するというのでございまして、第2条の前段の規定を、ここで読みかえるという方法が附則の規定になっております。

以上が改正の内容でございます。なかなか改正条文そのものの作り方が難しくなってお

りまして、理解しがたいところがございますが、別紙資料をつけております。これが改正の全てでございますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 城後議員。

○1番（城後 光君）

第2条の内容についてなんですけども、扶養手当、これ、どのような考え方で、こういう改正をされるのかを御説明いただけるでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

この扶養手当の改正の考え方についても人事院勧告で示されておりますけれども、いわゆる人事院勧告の制度そのものは、民間の給与の体制あるいは手当も含む給与の体制がどうなっているかというのを全国で調査をされた。これは一定の企業に対してずっと調査を行いまして、それが現在の公務員の制度とどのような違いがあるのか、そういったものを比較対照しながら、していきます。

基本的には、公務員の場合は民間に準拠という考え方がございますので、民間のそういった給与体制に合わせるというつくり方をしているのが、これまでの状況でございます。したがって、扶養手当につきましても、近年は、配偶者に対する扶養手当が減額の措置をなされている。こういった低い額に抑えられているという現状があります。したがって、今回についても、公務員につきましても、民間に合わせて、このような金額にされてるということでございます。

風潮からいきますと、現在の少子化、あるいは子育て支援、そういったものから含めますと、子供に対する少し手厚い扶養手当をすべきではないか、あるいは労働者が不足している現状で、配偶者も仕事をされてる状況が増えている。したがって、仕事をされてる方に対する手当が減額になると、そういった状況があらわれているのではないかと、そういう推測をいたしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

8番 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

この条例改正については反対するものではないわけですが、往々にして、職員の事務対応について、若干住民から不満の声というものがございます。特に、勤勉手当につきましては、基本的には勤務実績に応じた、評価された手当が出すというのが基本になつとると思うんですけども、そういう面からいきますと、事務の対応、あるいはいろんなイベント等について、やるときの町民に対する思いやりと、そういったものが少し欠けてるんじゃないかというような声がありますので、こういった改正をする段階においては、今後、ずっと職員の指導、そういったものについて十分配慮をしていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この勤勉手当につきましては、長期の病気休暇、その他、いろんな形で特休出しますけれども、そういった期間が長ければ、段階に応じて減額をします。あるいは、懲戒処分等受けた場合には、それに基づいて、規定に基づいて減額するということになっております。

普通の、通常の勤務であれば、100%の手当を支給するという形になってございます。

なお、人事評価制度を今導入しておりますけれども、これについては、まだ、そこまで減額をするような職員は出ていないというようなことです。もちろん、そういう小さいことになっていけば、物すごく勤勉手当にそれを反映することになれば、相当のやっぱり研究をしていかならんということになりますけれども、ただ今の現状では、そういう条例とか、そういったことに基づいた、規定に基づいた減額をやっているということで、今現在やっているということでございます。

なお、当然、住民のサービスについては、万全の体制でやっていかんばならんということは重々考えておりますので、引き続き、職員の教育については指導してまいりたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

2番 横山議員。

○2番（横山聖代君）

この一般職のこの改定、この一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の資料のところの2の給与制度の改正についてで、こういった区分が書かれてると思うんですけど、6の下、2のうち配偶者がいない場合とか、3から6のうち配偶者がいない場合が経過措置で減額されると思うんですけど、配偶者がいる2、3、4、5、6は配偶者がいる方たちと思うんですけど、それと扶養手当が同額になるってことは、所得税法上、寡婦手当とかがある、寡婦手当で控除額があるから同額になってるんですかね。やっぱ配偶者がいないシングルマザーの人とか、あとシングルファーザーとかの方たちは、やっぱ配偶者が一緒にいて夫婦で生活する人たちよりも所得が低いのに、配偶者がいる人といない人で、手当が同額になるってことは、そういった所得税法上の寡婦手当の控除があったりするからっていう考えでいいんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

所得税法上の控除関係がどこまで考慮されているかについては、今回の人事院勧告の中には示されておりませんので、恐らく、別のものとして考えられているものではないかと思えます。

ただし、今回、下から二つ目と三つ目ですね、2のうち配偶者がいない場合、1人までは1万円、それから3から6のうち配偶者がいない場合1人までは6,500円、この部分の改定がなされているものについては、恐らく、配偶者に対する手当が1万3,000円から6,500円に減っております。いわゆる、その部分が影響をしているものじゃないかと思えます。

もちろん、議員おっしゃるとおりに、ひとり親に対する手だてといいますか、加算なりの措置があってしかるべきではないかという趣旨だと思いますが、今回の人事院勧告の中では、恐らく配偶者の手当を減額されたことに伴う影響額がここであらわれているものだと、そういうふうに推測をいたします。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。11時5分より再開します。

午前10時50分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第69号

○議長（今井泰照君）

日程第6. 議案第69号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第69号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成28年度波佐見町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出それぞれ2億1,500万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ67億800万円とします。

それから歳入歳出予算補正の款、項の区分ごとにつきましては、2ページから4ページによります第1表歳入歳出予算補正によります。

それから債務負担行為の補正でございますが、5ページの第2表債務負担行為補正によります。

地方債の補正につきましては、6ページの第3表地方債補正によります。

今回の補正は、9月の第2号補正後に、事業量や事業内容等の変更により補正を要するもの、また国、県補助事業、特に国の補正第2号により新規採択されたもの、あわせてこれら事業実施に伴う財源として、国県支出金や町債、一般財源としての町税や地方交付税の補正を主としております。

また、先ほど御審議いただきました報酬や給与改定に伴う人件費についても計上しております。

次ページをお開きください。

2ページから4ページまでは、款、項、区分ごとの金額を記載しており、その内容については9ページ以降の歳入歳出事項別明細において御説明をいたします。

続いて5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正についてでございます。

債務負担行為について、改めて御説明を申し上げますと、地方自治体が後年度において債務を負担する行為、例えば複数年に及ぶリース料や保守管理料の契約などについて、その債務を負担しなければならない期間と金額を定めておくもので、予算の一部となっております。

今回は、ごらんの図書システムの使用料とリース料の2件を追加としております。期間及び限度額については記載のとおりです。

6ページをお開きください。

第3表地方債の補正について。

新規事業に対する財源として、追加2件と事業費や町負担額の減額に伴う変更2件について計上しております。

なお、起債の方法、利率、償還方法については現行のとおりで変更はございません。詳細は19ページ、歳入の町債の欄で御説明をいたします。

続いて、9ページ以降に移ります。

ここからは、各所管課で説明をしますために、ページが前後する場合がございますので、御了承いただきたいと思っております。

また、おおむね100万以上の増減補正や新規事業についてのみ御説明しますので、あわせて御了承をお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

まず、企画財政課担当から御説明をいたします。

9款、1項、1目。地方交付税の補正でございます。地方交付税5,000万円の増額といたします。これは、特別交付税現行6,000万を計上しておりますが、5,000万を増額し、1億1,000万といたします。

今回の補正予算を編成するに当たり、充当する一般財源について検討しました結果、前年度実績を勘案して、今回、交付税の5,000万を増額したというところでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

13款、2項、2目、民生費国庫補助金で、2節の児童福祉費補助金の中の2段目でございます。結婚新生活支援事業費、これは歳出の欄で詳しく御説明申し上げますが、この事業費に充当する国庫財源として4分の3相当、162万円の歳入でございます。

それから、ちょっと金額が小そうございますが、15ページをお開きください。

14款、2項、1目。総務費県補助金で、21世紀まちづくり推進事業費補助金3分の1ということで29万5,000円を計上いたしておりますが、これは今回、県のほうからの補正調査の中で、中尾山の煙突改修工事に対する補助金でございます。

17ページをお開きください。

16款、1項、3目。商工費寄附金で、競艇事業協力寄附金でございますが、これはいわゆるボートピアからの寄附金でございますが、近隣に類似施設が3カ所ほどオープンしまして、当初もくろんだ金額の収入が見込めないということで、今回600万円の減額といたしております。

続きまして、歳出のほうに移ります。

21ページ、2款、1項、6目。企画費、13節。委託料でございますが、情報番組制作委託料として100万円を計上いたしております。これはインバウンド、いわゆる訪日旅行者を対象とした情報番組の制作委託料でございます。

それから、19節。負担金補助金、これは先ほど申し上げました21世紀まちづくり支援事業の中で、中尾山の煙突改修工事に対する補助金で、県が3分の1、町が3分の1、事業主体が3分の1ということで59万円の補助をいたします。

22ページでございます。

16目。定住促進事業費の19節。結婚新生活支援事業費補助金216万でございますが、これは低所得層の新婚夫婦を対象に、住宅取得あるいは賃貸、引っ越し費用の経費について、1世帯当たり18万円の補助金を行うというもので、大体12組相当分を計上いたしております。

申しわけありません、ページが前後いたしますが、19ページの歳入になります。19ページの20款、1項、それぞれの目がございますが、詳細について御説明をいたします。

まず、1節の民生費、社会福祉施設整備事業債430万円の減でございますが、これは現在学童保育施設をE Tクラブが整備なさっておりますが、この補助率が、国の補助率がアップしたということで、町の負担分が減額になっております。それに充当する起債についても減額ということでございます。

それから、3目、農林業債の1節、農業債、自然災害防止事業債でございますが、これは野々川地区におけます県営石原地区自然災害防止事業の町負担金につきまして、新たに財源として起債を起こすものでございます。

それから、6目、教育債で3節、中学校債でございますが1億3,090万円、これは中学校の武道館建替工事に伴う財源として行うものでございます。

それから、7目、災害復旧事業債、これにつきましては、2節の公共土木施設災害復旧事業債でございますが、これはいわゆる町道あるいは普通河川、こういったものに対する復旧事業に対する町の負担でございますが、これまで町単独災害で対応というものが、補助債に採択されたということで、町の負担額が減るということで280万円の減額ということで計上させていただいております。

企画財政課からは以上です。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課の所管に関する部分の説明をいたします。予算書は13ページをお願いいたします。

歳入の国庫補助金でございます。1目に社会保障・税番号制度導入事業費（基幹システム分）ということで、203万5,000円の減額をいたしております。これは、補助金の交付決定額に伴います減額でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

歳出です。総務費総務管理費、13目、電算管理費でございますが、13節にシステム改修委託料を107万8,000円増額いたしておりますが、この中身につきましては臨時福祉給付金に伴いますシステムの改修費、それから社会保障・税番号制度に関連をいたします健康管理システムの改修費分でございます。いずれも国庫の補助金が幾分充当をされております。

続きまして、最後のほうになりますますが47ページをお願いいたします。

各歳出の費目の中には、人件費、給料手当等の補正も行われておりますが、これは先ほど可決をいただきました、一般職の職員の給与に関する条例の改定、いわゆる人事院勧告に伴います給与改定がそれぞれありますが、ここの給与費明細については、各費目の合計額がここに記載をされております。

まず、47ページは、特別職の分でございます。比較のところ、下段のほうに比較がございしますが、長等で20万2,000円の増額、それから議員で34万3,000円の増額となっております。これは先ほどの条例改定に伴います、町長、副町長、教育長、それから議員の報酬、その分の改定分の影響額でございます。

続いて、48ページには一般職の分の内訳の記載がなされておりますが、49ページをごらんいただきたいと思っております。

49ページにつきましては、今回の補正の中の内訳でございます。まず、給料の95万6,000円の増額は、全て給与改定に伴います増減分でございます。

また、職員手当につきましては、制度改正に伴う増減分304万9,000円となっておりますが、これがいわゆる給与改定に伴います影響額の金額でございます。期末手当で28万9,000円、勤勉手当で275万9,000円、管理職手当で1,000円となっております。

期末手当については、制度改正はなされておりましたが、給料表の改定がなされておりますので、基礎額が増えた関係で期末手当にも影響しているということでこのような状況になっております。

総務課のほうの説明は以上で終わります。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。11ページをお開きください。

11款、2項、1目、民生費負担金、1節の社会福祉費負担金でございます。373万1,000円の減としておりますが、これは老人ホーム入所者費用負担金の分でございます。これにつきましては、郡内、郡外の養護老人ホームに入所されている方々の負担金を徴収しているわけでございますけれども、年度中途におきまして、退所や死亡等による入所者の減があったことによる負担金の減でございます。

主なものだけ御説明申し上げますが、次のページの13款、1項、1目、民生費国庫負担金、

2節の障害者自立支援医療給付費負担金でございます。主なものとしまして、一番上の更生医療費284万1,000円の増としておりますが、内容につきましては歳出のほうで御説明いたしますけれども、利用者の増による国庫負担金の歳入増となっております。

それから、下の3節、児童福祉費負担金、この主なものとしまして、認定こども園・保育所運営費215万9,000円の減としておりますが、これにつきましては認定こども園・保育所運営費の歳入が1号認定部分と2号、3号認定部分にちょっと計算式が分かれておまして、当初予算で見込んでおりました1号、2号、3号認定のそれぞれの子供の数の中で、2号から1号に移った子供が多かったということでございまして、この場合、2号、3号の国庫補助金の計算をしますときに、ここでは2分の1と、補助率が2分の1となっているところでございますけれども、この2号の部分から国庫補助率のちょっと低い1号認定に移ったことによる歳入の減というふうなことになります。

2号、3号の国の補助率は約2分の1ということでございますが、1号認定の場合は約3分の1ということで、補助率が下がることによる減額でございます。

それから、そのすぐ下の障害児通所給付費、これは108万7,000円の増としておりますけれども、これは18歳未満の障害を持つ子供が、社会性を養い、生活訓練等を行う施設に通所した場合の給付費でございますけれども、利用者の増によるものでございます。

それから、その下の4節、児童手当費負担金113万5,000円の増としておりますが、この児童手当費につきましては、支給対象者の増ということによるものでございます。

続きまして、次のページをお願いします。

13款、2項、2目、民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金でございます。右のほうの一時預かり事業費、ここで200万の減をしておりますが、内容についても、これも歳出のほうで説明いたしますけれども、利用者の減によるものでございます。

それから、放課後児童施設整備事業費、これが1,100万円の増というふうになっておりますけれども、先ほどの企画財政課長からちょっと話がありましたけれども、ETクラブの学童クラブ、ETクラブの施設改修分につきましては、国の補助率のかさ上げがあったことによるものでございます。

続きまして、次のページ、14ページの14款、1項、1目、民生費県負担金、2節の障害者自立支援医療給付費負担金でございます。一番上の更生医療費につきましては142万円の増としておりますけれども、これも利用者の増によるものでございます。

次のページの15ページをお願いします。

14款、2項、2目。民生費県補助金、2節の児童福祉費補助金、全体で822万7,000円の減額としておりますが、まず一番上の一時預かり事業費につきましては、これを利用者の減による県補助金の減額でございます。

それから、放課後児童施設整備事業費539万3,000円の減としておりますが、先ほど申しました県の補助金のかさ上げがあったわけでございますけれども、逆に県と町につきましては、補助率の減額がなされておりますので、この場合、県の補助金がこの539万3,000円減額になったということでございます。

続きまして、歳出のほうに移ります。27ページをお開きください。

3款、1項、3目。障害者福祉費でございます。20節の扶助費、751万6,000円の増としておりますが、この中の主なものとして、自立支援医療給付費、更生医療費ですね、568万2,000円の増としております。この更生医療と申しますのは、指定された病院で人工透析あるいは心臓バイパス手術など、特定の治療を行う場合に医療費の一部を助成するものでございます。この部分で、年度中途におきまして、生活保護者の方2名が追加となって、人工透析の分で2名がちょっと利用されるということになりまして、増となっております。

次のページの28ページ、3款、2項、1目。児童福祉総務費、19節。負担金、補助及び交付金でございます。この中の一時預かり事業費補助金600万円の減としておりますが、この一時預かり事業につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業に対して補助を行うというものでございます。対象者の減があったということで、600万円減額をしております。

その一つ飛ばして、認定こども園特別支援教育事業費補助金、ここでも250万の減としておりますが、これは認定こども園、1号認定の子供の中で、障害児保育を行う場合に、障害者1人について補助を行うものでございます。

当初、2園で光輪こども園とアナンダこども園、ここで当初14名の対象者がいるということを見込んでおりましたけれども、結果的には9名の見込みでございまして、それに伴う減でございます。

それから、一番下の障害児保育事業費補助金、315万3,000円の減としております。これも同じようなことなんですけれども、保育園と認定こども園の2号、3号認定の子供のうち、障害児の保育を行う場合の補助金であります。ここも利用者の減があったということでござ

います。

その下、2目の児童措置費、19節. 負担金、補助及び交付金でございます。まず一番上の認定こども園（1号）運営費1,011万2,000円の増、それから認定こども園（2号・3号）・保育所運営費、これが3,064万9,000円の増ということで、4,000万近くの増額としております。これにつきましては、これも年度当初、認定こども園の運営費を積算する段階におきまして、計算式の中にある市町村基準の保育料を充てなければならないところを、間違っ、国基準の保育料を充てていましたことから、こども園の事業費を少なく見積もっていたものでございまして、正規の市町村基準の保育料を充てて計算しましたところ、約4,000万の増となったわけでございます。

それから、20節. 扶助費、児童手当154万5,000円の増としております。これは、支給対象者の増によるものでございます。

それから、障害児通所支援給付費217万4,000円。これも、歳入のほうでちょっと説明しましたけれども、18歳未満の障害を持つ子供たちが社会性を養い、生活訓練を行う施設に通所した場合の給付費でございまして、これも利用者の増、約12名の増があったということでの増額でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは次に、農林課所管の補正予算の内容につきまして御説明を申し上げたいと思います。

歳出のほうで申し上げます。30ページをお願いします。

6款. 農林水産業費でございます。

まず、3目の農業振興費でございます。その中の19節. 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金でございます。910万円の減でございますが、これは当初、10キロの1,000万の当初予算を組んでおりましたけれども、本年度、実績に基づく減でございます。実績が1,570メートル、稗木場村木地区で実施をされております。

それから、二つ下の5目. 土地改良費でございます。これは先ほど企画財政課長のほうからも起債のところで触れていただきましたが、県営石原地区自然災害防止事業費負担金100万円の 신설でございますが、これは野々川地区の石原地区で、棚田地帯でございますけど、

ここの部分で地すべりが発生をいたしております。この事業は、県が80%、町が20%の負担ということになっておりますが、総事業費といたしましては1,330万円、そのうち町の負担が266万ということになっておりますが、これはずっと年次計画で工事をやっていきます。今年度につきましては、調査ボーリングでかかる費用の事業費が500万円かかりますけども、その部分の20%、100万の計上をいたしております。

来年度、調査測量計画書の作成をしまして、30年度、採択、申請をし、工事着工が平成31年度になろうかというふうに思っております。

それから、6目の水田農業対策費でございます。19節のところで、儲かるながさき水田経営育成支援事業費補助金でございます。これは、当初予算では、ながさき米・麦・大豆産地強化推進事業費補助金ということになっておりましたが、名称が変更をされております。各集落組織向けの機械を導入する補助でございますが、県が2分の1、町が10分の1の補助事業でございます。

内容につきましては、岳辺田地区にサブソイラー1台、これは弾丸機でございます。それから志折地区にロータリーカルチ1台、これは麦、大豆を作付するときの土寄せ機でございます。それから平野地区にサブソイラー1台、溝掘り機1台ということでの構成でございます。

その下の農地集積協力事業費補助金でございますが、これも当初、頭出しとして150万計上いたしておりましたが、ほぼ今年度の集積実績が見込まれましたので、その実績に基づきまして補正をいたしております。

農林課関係は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、水道課所管について御説明申し上げます。36ページをお願いいたします。

8款、4項、4目、下水道費、補正額を207万4,000円の増額で、補正後を1億8,676万3,000円とするものです。主なものとして、28節、繰出金、公共下水道事業特別会計の補正に伴うものであります。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

次に、教育委員会所管の補正について御説明をいたします。

今回の教育費の補正については、図書館の図書システムの更改に伴う債務負担行為の計上、国の第2次補正予算の採択に係る中学校武道館改築事業の計上、また保有する施設の維持費及び修繕費に係るものが主なものとなっております。

それでは、予算書に基づき、主要な項目について御説明をいたします。予算書の5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正でございます。追加でございます。債務負担行為の内容については、企画財政課長のほうからございましたが、内容について御説明をいたします。

今回の図書システムの更改については、図書館のシステム、平成22年度に構築を行いました、平成24年度からは、インターネットからの蔵書検索機能を追加をしたものでございますが、平成22年度に導入した機器が7年を迎え、かなり老朽化が目立っております。こういったことを踏まえて、今回、平成24年度の蔵書検索機能分も含め、全面更改をするものでございます。

更改については、今、図書館のほうにサーバーを置いておりますが、現在、時代の流れでありますクラウド化を行い、機器の削減を可能とすることで考えております。

債務負担行為の上段がクラウド化に伴うシステムの利用料、下段が図書館内部の機器等、これは主に窓口の端末等になります。この機器のリース料になります。いずれも平成29年度から33年度までの5カ年間の債務負担行為になりますが、議決後に開発に着手し、来年の4月からの運用を行いたいと考えております。

次に、歳入歳出の補正でございますが、歳入は補正に関係したものでございますので、歳出補正とあわせて御説明をします。

それでは、41ページをお開きください。

10款、3項、4目、中学校施設整備費でございます。今回の補正の内容については、町長の提案要旨の説明でありましたとおり、中学校武道館の建替工事に伴うものでございます。中学校の武道館については、宿郷御出身の故今里広記先生の寄附により、昭和51年11月に完成したものでございますが、築40年を経過し、老朽化が目立つ上、耐震補強も必要であり、さらに拡張を求める声もあることから、今回改築することで国と協議を開始してまいりましたが、今般の国の第2次補正予算にて、前倒しにて採択を受けたことから、今回、補正予算の計上を行っているところでございます。

内訳でございますが、実施設計、並びに工事監理に1,300万、建替工事に1億4,000万円を計上しております。実施設計はこれからでございますが、現在、事務局で計画している規模が、県内の同規模の中学校を参考に、面積450平方メートル前後、鉄骨平屋建てで、剣道場1面、柔道場1面を予定をしております。

また、財源内訳でございますが、国の補助金が2,208万円、補助残は起債が充当され、歳入内訳は、予算書13ページをお開きください。

13款、2項、6目、教育費国庫補助金、3節、中学校費補助金に学校施設環境改善交付金として2,208万円、そして起債については19ページをお開きください。

20款、1項、6目、3節、中学校債のほうに1億3,090万円を計上しているところでございます。

戻っていただいて、41ページでございます。

この補助金及び地方債については、今後、国との協議等がございますので、変更になる場合がありますので、お含みいただきたいと思っております。

なお、現在の武道館は、増築分を含めて368平方メートルでございますので、一回り大きくなりますが、大きくなる分は、主に更衣室、倉庫、トイレの設置が占めております。今後、実施設計については、来年6月をめぐり、その後、工事着手を行い、平成30年2月をめぐり完成をしたいと思っております。

次に、42ページ、次ページをお開きください。

10款、4項、4目、11節、光熱水費の補正でございます。80万の補正をかけておりますが、これは町政施行60周年記念の公開収録等、番組のイベントが多くございまして、電気代が増加したものでございます。

次、43ページをお開きください。

10款、5項、2目、保健体育施設費、11節の修繕費でございますが、これは、鴻ノ巣グラウンドのテニスコートに係るコートの修理、ベンチの修理の合計となっております。

以上で教育委員会関係の補正予算の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、土木費及び災害復旧費について説明をさせていただきます。35ページをお開きください。

8款、2項、3目。道路橋梁改良費の中で、13節、15節につきましては151万9,000円、これの組み替えを行っております。これは、町道南部線の交通安全施設工事に伴うものでございまして、実績等に基づきまして組み替えるものでございます。

それから、46ページをお願いいたします。

災害復旧事業費でございますけれども、今回、9月補正におきまして、補助の3カ所、単独債の3カ所を計上しておりましたけれども、9月17日から21日までの台風16号及び豪雨災害によりまして、あと2件の被災を受けまして、さきの12月15日の査定におきまして決定をさせていただきましたところでございます。

そういったことで、今回、その2カ所の相当分を補正として対応するものでございます。工事費に430万1,000円を計上させていただいております。場所は、一応、今回2カ所の追加部分につきましては、永尾川と金屋郷の知見寺川のこの2カ所になっております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番 協坂議員。

○5番（協坂正孝君）

農林水産業費ですね。歳入の15ページ、歳出の30ページです。歳入のほうを14款の県支出金、2項の県補助金、4目の農林水産業補助金でございます。こちらに長崎鳥獣被害防止総合対策事業費ということで910万円の減、それから歳出が30ページですか。30ページで6款の農林水産業費、1項。農業費、3目の農業振興費、こちらに国県支出金で910万の減になっておりますけど、財源はですね。支出の節が負担金、補助及び交付金、説明として、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金でございます。

これは恐らく当初予算で見ると1,000万だったと思っておりますが、1,000万のうちの9割方、910万円の減ということですが、これはですよ、当初編成されるときと、それから先ほどの説明の中で1,570メートル、これは柵の話ですね。柵が1,570メートルの実績になるということですが、当初、予算を立てられるときは、どのくらいの量で、それから対象の農家等、どのくらいの内容でされたものでしょうか。お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

鳥獣被害対策事業費でございますが、先ほど申しましたように、当初は、1万メートル、1,000万の当初予算を計上いたしておりました。これにつきましては、頭出しといいますが、これは国の10割事業でございます、農家の皆さん方からの要望に基づいて実施をするわけでございますが、ちなみに平成27年度が8,075メートル、平成26年度が1万9,570メートルというふうな実績が上がってきておまして、ここ数年、ずっと1万メートル、10キロの予算計上をして、その後、農家の皆さん方からの要望に基づいて設置をするというような事業でございますので、今年度は若干少なく要望があったということで、1,570メートルの実績に基づく今回の減額でございます。よろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 5番 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

例年、1万メートル前後の設置をされてるわけでございますが、今回、1,500メートルということは、もうほぼ行き渡ったというふうな、そういった考えでよろしいのでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

そうですね、被害そのものは、町内各地、イノシン被害等あっているようでございますが、そういう申請の状況を見てみますと、ほぼ設置が済んでいるのかなという部分もございますけど、これはいつでも要望があれば対応できるような体制をとっておりますので、当初予算はこういった形で計上させていただいたという経過でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

9番 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

33ページお願いします。

これの7款、1項の商工費の2目、これの節が19節なんですけど、陶磁器生地製造業活性化事業補助金ということで15万ほど上がっております。大体どういったものなのかという御説明と、それと同じページで、3目、観光費がございます。この中に、13節の委託料で、器とグルメ周遊フェア開催事業委託料とが40万ほど上がっておりますが、一応この内容を説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

33ページの、まず陶磁器生地製造業活性化事業費補助金でありますけれども、これについては、平成28年度に商工会が実施しております提案公募型地域活性化支援事業ということで、商工会が生地業の実態調査を把握するために、いろいろなアンケートとか聞き取り調査、そういったものを実施しております、今後の生地業のあり方、そういったものを協議していくための費用として、町からも15万の補助金を支出計上しております。

もう一つ、観光費の器とグルメ周遊フェア開催事業委託料ですけれども、この増加分については、今回、卸商社の見本市の一般公開分と、一般公開の周遊のスタンプラリーと、あと飲食店のグルメフェアを同時に開催するというところで募集をしましたところ、当初計画していたより参加店舗が増えたということ、そういうことで、その分経費が増えたということで、40万の増額をしております。

なお、これについては、市町村振興協会の補助をいただいておりますので、20万円は市町村振興協会から歳入で計上しているところであります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

8番 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

まず、22ページの2款、1項、16目の定住促進対策事業の中で、国庫の4分の3で結婚新生活事業補助金ということで、低所得者の1世帯18万ということであったわけですけど、これは町外から入ってきた方が対象なのか、それとも町内の方で定住したのも対象になるのかどうか。

それから2点目は、27ページの障害者福祉費の3目の障害者福祉費の14節、障害者の一時保護施設の借上料とありますけど、これ、どこを借り上げられたのかをお伺いいたします。

それからもう1点は、30ページ、これは歳入のほうで担い手の集約補助金が入ったわけですけど、この農地集約協力事業補助金の、これは今の実績として何地区でどれくらいで、この担い手は何人くらいが対象になってるのかお伺いいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、22ページですかね、の結婚新生活支援事業費補助金の対象者についてでございますが、これは町内外問わず、この時点において波佐見町に住居を有してもらえばよろしいというところでございます。

ただし、今回につきましては、3月31日までの限定でございますので、新年度につきましては、また国のほうで制度設計がなされているようでございますので、そういったものができましたら、また対処していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

27ページの3目、障害者福祉費の14節、障害者の一時保護施設の借上料の件でお尋ねがありました。これは、障害者でちょっとこういった虐待事案が発生した場合に、一時保護を依頼する施設が必要になってきまして、本町に限らず、郡内は全て慈光園さんに頼んでいるところでございます。

1件、虐待事案があつて、措置をしております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

農地集積の実績でございますが、実績の面積につきましては43.8ヘクタールで、地区につきましては10地区の担い手が44人ということになっております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

11番 太田議員。

○11番（太田一彦君）

30ページ、これ、今、質問された分なんです、6款、1項、3目の19節、鳥獣被害防止

総合対策事業費補助金、先ほどの答弁でちょっと納得がいかなかったので。当初1万メートルというのが1,570メートルだったと。これで充足しているのかということですね。これでもし充足しているならば、来年度の予算はもうないのかという点、その辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、21ページ、2款、1項、6目。企画費の説明があった分なんですけど、委託料、情報番組制作委託料です。これ、何かインバウンド向け、何か訪日の分のということなんですけど、どのような番組をつくられて、このつくられる費用なのか。それで、そのつくったものをどういうふうに放映されるのか。どういう形で使われるのかということも含めて、教えていただきたいと思います。

その下、19節ですね、次に。負担金、補助金及び交付金の件なんですけど、煙突の改修ということで聞いていますけども、この中身をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

鳥獣被害対策防止事業でございますが、これも先ほど申しましたように、過去の実績数値を申し上げましたけど、平成26年度が1万9,574メートル。それから、27年度が8,075メートルということで、過去のそういった実績等々を加味しまして、これは国の10割補助でございますので、そういった農家からの希望に応じてする防止策を講じるというような事業でございますので、当然要望がなければ実施をしないということになるわけですね。

充足をしているかという御質問でございますが、この事業は数年前から実施をしてきたという実績もございますし、ほぼそういう対策ができたのか、明言はできませんけども、減ってきているのは事実でございますので、そういう見方もできるかと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

21ページの2款、1項、6目。企画費の中での13節。委託料と19節。負担金、補助金のお尋ねでございますけども、まず情報番組制作委託料につきましては、対象としておりますのは中華圏からの訪日客、いわゆる台湾、大体基本は台湾をメインとしておりますが、台湾と、あるいは、その域圏といたしますか、を対象といたしまして、実は、長崎県出身のそういった制作者の方がいらっしゃるしまして、近隣では大村市、それからあと1カ所、どこかちょっと

記憶がありませんけど、そういったものを同時につくることで、格安に制作ができますというふうな御提案をいただきまして、であるならばということで、今回この100万円を計上させていただきます。

当然、インバウンド向けですから国内では放送いたしません、そういった中華圏向けのテレビ放映ということになるかというふうに思います。

それから、19節のその21世紀まちづくり支援事業補助金につきましては、事業主体が中尾郷自治会になられまして、事業費としましては約88万から9万だったと思いますが、その3分の1を県が、あと3分の1を町が、あわせて3分の2を町の予算を通して補助するというところでございます。

○議長（今井泰照君） 11番 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その今21ページの件なんですけど、情報番組をつくれます、放送をされるときの放映料とか何とかがまた別に要るんじゃないかなと思うんですけど、その辺の説明をしていただきたいと思います。

それと、これは煙突の分については、これ1本なのか、どの程度の改修、88万円でどれぐらいできるのかなと私は思うんですけど、どういう改修をされるのか教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは先ほどの御質問ですけれども、これは放映まで含めた全ての委託ということになってまいります。

それから、中尾山の煙突につきましては、具体的には、光春窯様の煙突の改修ということで、その補強ですね。煙突の上に立木が生えかかっていたりしておりますが、そういったものの撤去とか、そういったものに高所作業車を使いながら作業をするということをお伺いしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

13番 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

28ページをお願いいたします。

民生費の1目の児童福祉総務費の中で、19節の負担金、補助金及び交付金の中で、一時預かりということで、あとの項目はるる、課長から説明がありましたけど、600万減ということで、家庭での一時預かりが減ったということで、当初2,300万ぐらいの予算だったと思いますけど、この内容をお願いいたします。

それと、43ページをお願いします。

10款. 教育費の中で、保健体育総務費の中で、節は19節になりますけど、全国大会出場補助金ということで、これは波佐見であった大会と思いますけど、昨年、一昨年から全国大会に行く生徒、主に生徒ですけど、その方々がかなり多くなったということで、いろんなことで、大会が九州近辺だったらいいんでしょうけど、当然ながら持ち回りとか、さまざまなことで遠くに行かれるということも多々あっております。当然その物販販売とか、生徒のOB、また当然家族あたりの寄附もあるんでしょうけど、部活運営費ということで、中学校あたりは創設をされております。

こういうことも含めて、その増額あたりも考えられて、そういうスムーズな大会に向けての運営費も捻出されるのかなと思っておりますけど、いかがなものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、一時預かり事業のことでお尋ねがっておりますが、当初は14時30分から16時30分までの一時預かりと16時30分を超えての延長の預かりですね。前者が400円、後者、延長が100円ということで、500円を見積もっておりますけれども、1日当たり117名、当初は1日当たり117名を想定しております、この1カ月、20日間、その12カ月分ということで、延べの2万8,160名を想定しております。これに400円プラス100円、500円を掛けまして、1,408万円、それと土曜日の保育一時預かりもありますので、これが8時間預かりの場合には800円、8時間を超えると100円追加というふうになりまして、これが大体37名ぐらい、1日当たり37名の見込みでありまして、これが月4日間の12カ月ということで、延べの1,792名に先ほどの800円と100円プラスしました900円を掛けて161万2,800円、合計しまして、当初1,569万2,800円を事業費として組んでおりました。これがやはり一時預かりの世帯、子供さんがちょっと少なくなりまして、実績見込みとしましては、前者の16時30分まで、あるいは、その延長の500円の分ですね。これが1万6,478名の400円、それから土曜日の保育です

けれども、1万6,478名は16時30分までの子供さんの預かりで、400円を掛けまして659万1,200円。そして、延長の100円を掛けるのが1万153名、合計の101万5,300円ということで、現在のところ852万4,900円という実績見込みでありますので、当初想定しておりました1,500万から実績見込みの850万を引きますと大体716万ほど差額が出るんですけども、ここで600万円しか減額していませんのは、今後におきましても、3月までのうちに、また、その預かりの世帯数が増えるかもしれないということで、若干少な目に減額をしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

予算書43ページ、10款、5項、1目、保健体育総務費の19節、全国大会等出場補助金の質問でございますが、議員おっしゃるとおり、近年、九州大会、全国大会に出場する選手が大変多うございます。今回の補正は申請の増に対応するものでございますが、議員御質問の単価についてですが、九州大会は5,000円、全国大会レベルは1万円というふうになっております。

部活の直接の延長にあるもの、中体連の延長にあるものは、当然これに加えて、バスの借り上げ等をやっているところでございますが、この補助金については、主に民間の大会で出場するものを助成しようというものでございます。

単価については、さまざまな御意見をいただいておりますが、現時点で適正だというふうに思っております。

今後、このような声がありますと、事務局のほうで研究はしていきたいと思いますが、当面はこの金額で、先ほど説明した金額で行きたいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 13番 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

部活のことで、民間と中体連は違うと。当然、その項目的に違う目的ですから、あるんでしょうけど、やはり例えば中体連でも、民間でも、意外と期間が短いときがあるんですよ。勝つか負けるかわからないというとき、本当に例えばOBを頼って、さかのぼって、OBの1年1年、会があるんですけど、そこをずっとさかのぼって寄附を求められると。本当に大変苦勞なさってられるなど。当然ながら、それに関する方々は仕方がないかなと思うんで

すけど、人情的に、やはり日本であちこちある大会ですから、今後どういうふうな対応も、町で限度があるでしょうけど対応されるか。

そしてまた物販に関しても、例えば、きょうは波佐見高校のタオルが来ましたが、やはり例えば中学校、小学校で、一体化してタオルをつくと。その半分を、例えば部活に使ってもいいし、あと半分はそういう的なことにも使えないかなど。この前、中学校の野球の大会のほうに、ちょっと10年間の父兄の代表が集められて、その折にお話ししたんですけど、例えば中学校で、タオルでもいいんですけど、つくって、その半分は人数によって、部員にやると。あとの半分は、そういうふうに、例えばそういうときに利用したらどうでしょうかというさまざまな意見もあったんでしょうけど、その方々も、もう次はなかとでもんね、わからんとでもんねということで、全部1回切りなんですよ。ですので、やっぱりそういう方々ともお話し合いもちょっとできる環境も、今後ぜひつくっていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

その収益を得るために、例えば、タオルをつくって売るといようなことは、県立と義務とはちょっと違いまして、義務教育の中で、収益を目的としてするということは好ましくないと。ただ、PTAの方がそれをつくって売るといんだったら、それは別個でいいんですけども、公的な機関でそういうことをするということは好ましくないというふうにいわれておりますので、今、御提案いただきました案については、我々はそうですねというわけにいかないということです。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

後段の意見交換をしてみてもどうかということでございましたので、教育委員会の加盟団体等もございますので、状況に応じて意見交換をさせていただいて、研究したいと思いますが、何分この遠征費についてはピンキリでございまして、内容がなかなか複雑でございますので、現時点ではそういうことを踏まえて一律に金額を設定させていただいておりますので、情報交換の中で、また研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

3番 三石議員。

○3番（三石 孝君）

21ページになりますけど、総務費のほうですね。項目としては総務管理費で、5番の財産管理費のところの19区分のほうですけど、負担金、補助金及び交付金、上水道の加入負担金というふうなことで5万4,000円上がっておりますが、ここはどこの分であって、それは新規でのことでしょうか、どういう形の施設に水道を引かれた部分のことかということと、32ページです、もう一つは。

6款、2項、1目の19区分のほうの負担金、補助金及び交付金の中のながさき森林づくり担い手対策事業補助金というのがありますけど、ここはどちらに出されているのか。また、これは当初予算等との関係で、突然そういうふうな形の補助金を出さないといけないようになったのかというふうなところの理由も含めてお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

21ページ、2款、1項、5目、財産管理費の19節、上水道加入負担金でございますが、これは現在、改修工事を進めております旧講堂でございますが、これは用途廃止しとの関係で水道も全てとめておりましたが、あの周りの今度、区画整理事業で舗装工事を実施する関係で、その舗装板をまた切り取るような手戻り工事が発生しないように、それとあわせて、今、工事を進めておりますので、当然、水も必要になってまいりますので、そういった調整をとりながら、今回配栓をしたというところでございます。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

32ページのながさき森林づくり担い手対策事業費補助金についてでございますが、これは東彼森林組合に対する補助事業でございます。県が3分の1、町が3分の1、事業者が3分の1ということの補助割合になっておりますが、森林組合に作業員さんが5名いらっしゃいますけども、そういう方々の福利厚生事業として交付するものでございます。これは東彼3町で負担をしているものでございますが、当初33万4,000円、この事業費に計上いたしておりましたが、若干のそれぞれ健康保険料とか、年金保険料とか、雇用保険料の増額がありまして、48万7,000円、波佐見町が負担する事業費が増額になっておりますので、その差し引きが15万3,000円ということで、今回の補正に上げたわけでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

12番 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

——聴取不能——

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

先ほど御質問がございました、21ページ、2款、1項、5目、財産管理費の15節、工事請負費でございますが、金山坑につきましては、まだ、毎年これは現地調査を行いまして、完全にまだ済んでいる状況でございません。まだ、閉塞をしていない部分もございました。さらに、新たに発見された部分もございますので、その分の工事費でございますが、今回の予算の増額をなるべくしたくないということで、流用をかけておりました19節の負担金への工事費の組み替えということで、今回は計上させていただいております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

7番 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

9ページをお願いします。

固定資産税についてお伺いしたいんですけども、まず、この償却資産のうちちょっと詳しい説明をお願いしたいのと、固定資産税は土地及び家屋と償却資産の3本立て分にかかる税金だと思っておりますけども、土地、家屋の場合は、評価額の100分の1.4、1.4%というんですか、なっていると思っておりますけども、償却資産の場合も変わらないんですか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

今の御質問にお答えします。

今回上げさせていただいております償却資産につきましては、町内の一応大手企業様の償却資産の申請が、毎年1月末に報告が来ます。当初予算につきましては御存じのとおり、1月の中旬には全部締めて、予算編成作業をしております関係で、間に合わない状況で、こう

いった年度途中で毎年上げている状況でございます。

ことしにつきましては、たまたまと言ったらおかしいかもしれませんが、ちょっと増額で、例年見込んでいる数字がございますけれども、企業さんの経営によりまして、機械が増えるのか、下がるのかと、減るのかというのが全くわからない状況で、毎年ある程度の額で上げさせていただいております。

今回は申告によりまして増額ということで上げさせておりますけれども、ひょっとしたら、来年になったら、機械を償却されたらこの部分が出てこないと、上がってこないと。ひょっとしたら来年はマイナスになるかもしれないと。ここらあたりは企業様の経営に関してでございますので、中身、どういった数字が上がってくるかというのは、毎年変わってくるかなというふうに思っております。

あと、税率についても一緒の1.4でございます。

○議長（今井泰照君） 7番 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

固定資産税、今回お聞きしたのは、今後、空き地、空き家問題が出てくると思うんですよ。それで、予算書のときの説明もあったんですけども、徴税といいますか、お金を集めるのが今後大変になると思うんで聞いてみました。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

8番 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

先ほどから出ました30ページの鳥獣被害防止対策事業費の中で、先ほど、課長、要望があれば、何とかするというふうな回答やったわけですけども、実際に、このワイヤーメッシュを張るようになってから、もう四、五年になりますかね。その当初のやつは、さびどめのメッキはしてない関係で、溶接なんかも外れて、かなり今イノシシも大型化していますし、かなりワイヤーメッシュを破って農地に入るといような現状なんですね。

だから、この更新について、その補助対象になるのかどうか。そういう国の補助金の関係ですから、そのあたりがどうなのかということが、まず1点。

それから、38ページですかね。38ページの消防施設費の中で、工事請負費の中に防火水槽の標識設置工事というのがありますけれども、最近は消火栓のボックスなんかつくって、目

立つようなところもありますけども、地下式で表示がないと。あるいは、あっても老朽化して見にくいというところがありますんで、これについて今回はどこなのか。それで今後、そういう見えにくいところの更新をずっとやっていかれるかどうか。その点をお伺いします。

それから、もう1点は、41ページですね。中学校の施設整備の中で、13の委託料、武道館の実施設等については今後検討するという話ですけども、現在の武道館の形態といたしますか、デザインをある程度引き継ぐような考えをお持ちなのかどうか。そのあたりをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

30ページの鳥獣被害防止対策についてでございますけども、議員おっしゃるように、従来つけとったメッシュにつきましては、メッキがされてなくて、さびの状態、溶接部分が外れたりしている状況も伺っております。

しかしながら、この1回、補助事業で設置したところを再度更新するという事業が、今のところ、そういった対象になる事業がございませんが、そういった各方面からの要望がございますので、そういう意見があったということで、いろんな機会を通じて要望をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

38ページの消防施設費の中の工事費でございます。

今回、防火水槽の標識の設置工事12万5,000円計上をいたしておりますが、済みません、ちょっと場所の特定ができておりませんので、後ほど回答させていただきます。なお、今回の標識の設置工事につきましては、町全体に設置をしております標識そのものが、標柱から腐食をして倒れている状況もあつたり、あるいは標識そのものが色があせて、表示が見えないとか、そういったものも多く見受けられるようになってまいりました。

これも地元からの要望等もございまして、今回設置をいたしたのは、それも地元からの要望だったろうと思いますが、標識が折れている部分について、回収をしたというものもございします。

それから、今後につきましては、表示の取りかえだけで済むものについては、消耗品的な

もので購入をいたしまして、各消防団にも毎年恐らく40枚か50枚程度は購入をして、各分団に配布をいたしまして、消防団員の皆さんに取りかえをやっていただいているということもあります。

それから、標柱そのものが折れたり、折れそうなもの、そういったものについては順次、予算の都合もございますので、順次、現地を確認しながら、予算計上をして、更新を図っていきたくと、そういうふうを考えております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

中学校の武道館のデザインの件でございますが、今の武道館は説明したとおり、今里広記先生の貴重な寄附で建てられたものでございますので、今のデザインを踏襲する方向で、設計屋さんのほうにお願いをしたいと思っております。大きく変えない方向で行きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

7番 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

43ページをお願いします。

10款、教育費、2目の保健体育施設費の修繕料なんですけど、先ほど説明でテニスコートの修繕だと。コートとベンチの割合を金額ベースでお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、コートの修理が41万1,000円、ベンチの修理が37万8,000円となっております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

1番 城後議員。

○1番（城後 光君）

22ページですね。2款、16項の8節ですね。は写メ焼コンテストの賞品があるんですけれ

ども、実際、今、応募状況を教えていただけませんかでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御質問にお答えしますが、は写メ焼コンテストにつきましては、やはり出だしは、応募数は相当かなりございましたが、やはり月を追うにつれて、件数は減ってきてまいっております。

そういったところで、少しカンフル剂的に、表彰者の選考等も若干変えたいということで思っておりますが、今、正確な数字を持っておりませんが、当初よりは減ってきておるといふ状況だけ御理解いただければというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほど答弁漏れがございました消防施設の中の標識の設置箇所でございますが、野々川に2カ所、それから村木の山道商店近くに1カ所。それから、川内ですかね。陶藤前に1カ所。以上でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員でございます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号

○議長（今井泰照君）

日程第7．議案第70号 平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

議案第70号 平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,035万9,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、3款、2項、1目、財政調整交付金ですけれども、ここに特別調整交付金として上げておりましたけれども、これが特別調整交付金との取り扱いではなかったために、97万2,000円を減額をしております。これは国のほうの取り扱いの相違でございます。97万2,000円を減額しまして、1億7,000万円としております。これを2目の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金へ39万5,000円の組み替えを行っております、差額の57万7,000円につきましては、9ページの歳出予算のほうで、一般管理費のほうで財源調整を行っておるところでございます。

なお、先ほどの件につきましては、29年度で措置されるというようなことになっております。

それから、8ページですね。

9款、2項、1目、一般会計繰入金につきましては、74万5,000円を減額して、1億702万7,000円としています。これは、それぞれの保険基盤安定繰入金、それから、一般会計繰入金等によりまして、特に保険基盤安定繰入金につきましては、交付決定によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

12款、1項、1目、予備費につきましては、140万8,000円を減額して、1,252万3,000円としております。

次ページからの給与関係につきましては、省略させていただきたいと思います。

以上で、平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 川田議員。

○10番（川田保則君）

数字的な質問じゃございませんけれども、今からますます高齢者が増えてきます。2030年ごろには、今の団塊の世代が80才ぐらい超すんじゃないかと思うんですけども、このまま国民健康保険というのが、こういう制度ですと行くのか。あるいは、何かの改正が考えてあるのかですね。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

国民健康保険につきましては、御存じのとおり、国保の特徴としましては、年齢構成が高いということ。それから、所得水準的にも低い部分がありまして、ほかの保険と比べまして、かなり厳しいものがございます。

そういったことで、平成30年度から、県も共同責任者として同じ運営主体に関わるという形で運営されることになっておりまして、現在、その準備を進めておるところでございます。

今後の動向については、基本的な体系は変わらないと思いますけど、先ほど言いましたように、県と一緒に、運営については努力をしていきたいと思っておりますし、国のほうからの助成金、支援金、そういったものが実質、今、議論されております、減額されるようなことになると、国民健康保険料等に反映される形になって、大変厳しい運営を強られるというふうになるんじゃないかと思っておりますので、その辺はちょっと懸念されるところでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 10番 川田議員。

○10番（川田保則君）

徴収方法は今のままでいくのか。それとも、変わった方法があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

徴収の方法につきましては、現在と変えるというふうな話はありませんけども、体制的に、より徴収率を上げる方法等につきまして、県とも協力しながらやっていきたいというふうに思っております。

また、いろんなほかの料金、税、いろんな方法がありますので、いろんな税等もありますので、そういったところと関係機関との協力体制で臨みたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号 平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号

○議長（今井泰照君）

日程第8. 議案第71号 平成28年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

議案第71号 平成28年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,031万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入ですけれども、3款、1項、2目。保険基盤安定繰入金を85万5,000円増額し、5,055万6,000円とするものです。これは後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものでございます。

次のページをお願いします。

7ページですが、4款、1項、1目。繰越金を115万5,000円追加して、125万円とするものです。

次に歳出ですが、9ページをお願いいたします。

2款、1項、1目。後期高齢者医療広域連合納付金85万5,000円を追加し、1億4,465万4,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

4款、1項、1目。予備費につきまして、114万5,000円を増額し、124万5,000円とするものです。

以上で、平成28年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号 平成28年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第72号 平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

それでは、議案第72号 平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正になりますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億304万3,000円とするものでございます。

めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、1款、1項、1目。第1号被保険者保険料の滞納繰越分を60万円増額し、2億6,590万円とするものです。これは歳入実績見込みにより、増額をするものでございます。

次に、歳出でございますけれども、11ページをお願いいたします。

予備費でございます。8款、1項、1目。予備費でございますけれども、ここに40万円を追加し、1,649万1,000円とするものです。

以上で、平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号 平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第73号 平成28年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第73号 平成28年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,449万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入についてですが、4款、1項、1目、一般会計繰入金、補正額207万3,000円の増で、補正後を1億8,610万7,000円とするものです。一般会計からの繰入金になります。

7ページをお願いいたします。

歳出についてですが、1款、1項、1目．一般管理費、補正額192万1,000円の増で、補正後を2,946万3,000円とするものです。主なものとして、給与改定があります。27節の公課費177万1,000円は、消費税及び地方消費税の確定による増額でございます。

8ページをお願いいたします。

2款、1項、1目．管渠建設費、補正額15万2,000円の増で、補正後を9,087万7,000円とするものです。主なものとしては給与改定によるものです。これは技術職員のものであります。

なお、給与手当等については、9ページから10ページに明細書を掲載していますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号 平成28年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号

○議長（今井泰照君）

日程第11．議案第74号 平成28年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第74号 平成28年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、平成28年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、平成28年度波佐見町上水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入はございませんので、支出について御説明いたします。

第1款. 水道事業費を補正額55万3,000円の増で、補正後を2億5,404万4,000円とするものです。

今回は収益的収入及び支出の補正であります。

6ページをお願いいたします。

支出についてですが、1款、1項、1目. 原水及び浄水費、補正額38万円の減で、補正後を5,280万5,000円とするものです。主なものは、PAC、凝集剤ですね。これの増額で20万、材料使用減に伴う減額が60万となっております。

次に、2目. 配水及び給水費、補正を60万の増とし、補正後を1,511万8,000円といたします。修繕費増に伴うものでございます。

次に、4目. 総係費、33万3,000円の増で、5,605万1,000円とするものです。主なものは、給与改定によるものです。

なお、4ページから5ページに、給与手当等について明細書を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号 平成28年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第75号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第75号 波佐見町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、議案第75号について御説明を申し上げます。

波佐見町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

波佐見町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。農業委員会等に関する法律等の一部改正に伴い、農業委員会委員等の定数を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

次のページをお願いします。

まず、第1条、目的でございます。この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項

及び第18条第2項並びに農業委員会等に関する法律施行令第5条及び第8条の規定に基づき、波佐見町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とするというものでございます。

まず、法律の第8条第2項でございますが、これにつきましては、農業委員の定数を法令で定める基準に従い、条例で定めなさいという規定でございます。

18条の第2項につきましては、推進委員の定数を条例で定めなさいという規定がこの二つに入っております。

次の施行令の第5条については、農業委員の定数基準が定められております。これは後ほど御説明をいたしますが、それと第8条につきましては、推進委員の定数基準が定められております。これについても、後ほど説明資料で説明をいたしたいと思っております。

第2条、委員の定数。委員の定数は14人とする。

第3条、推進委員の定数。推進委員の定数は10人とするものでございます。

附則につきましては、第1項、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

第2項、波佐見町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止する。

3項、経過措置。前項の規定による廃止前の波佐見町農業委員会の選挙による委員の定数条例に基づく農業委員会の委員の定数については、平成29年7月19日までは、なお従前の例によるということで、これは経過規定によるものでございますが、現職の農業委員の任期が来年の7月19日までということで、この任期が終わるまでは現在の選挙による条例に基づくもので運用するというところでございます。

次の説明資料をお願いします。

今回の条例制定でございますが、条文そのものは簡単な条文になっておりますけれども、農業委員会制度にとりましては、法律が施行されて65年ほどたっておりますが、大きな制度改革になっております。

まず、条例制定の理由でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の公選制が廃止をされ、議会の同意を要する市町村長の任命制に変更されたということでございます。

これまで公職選挙法に準じまして、選挙による委員さんと、それからいろんな農協、共済が推薦する委員、それから議会が推進する委員、こういった方々で構成をされておりましたが、もう今後はこういった制度を廃止して、下のほうに書いておりますけれども、推薦とか

公募によって、委員を選出するというようになっております。

それから、②でございますが、これが一番今回の大きな改正点でございます。農業委員とは別に、農地集積や耕作放棄地解消などの主に現場活動を担う農地利用最適化推進委員が新設をされております。特に、今、担い手への農地集積をどんどん進めておりますけども、こういうことを中心に現場の活動をやられていく委員さんを新たに新設がされたということでございます。

③農業委員及び推進委員の定数は、地域の実情、農業者数とか農地面積に応じて、国が定める基準に従い、条例で定めるということで、先ほど申しました14人と10人の規定をここに書いております。四角で囲っておりますのが、国が定める基準でございます。

まず、農業委員の定数の基準でございますが、農業者の数が1,100人以下、または農地面積1,300ヘクタール以下については、上限14人としますよということで、本町の場合は括弧書きで書いておりますが、農業者数が639人、農地面積が994ヘクタールでございます。これは、農業委員会が管理する農家台帳に基づくものでございます。

それから、②の推進委員の定数基準でございますが、農地面積のおおむね100ヘクタールに1人の割合ということで、本町は994ヘクタールございますので、本町の場合は10人になるというふうな規定に基づきまして、先ほど申しました14人と10人の定数になるということでございます。

それから、次の農業委員及び推進員の選出の方法でございますが、これについては別途選出の規定とか、あるいは要綱等を定めまして選出をするようになりますが、まずは、各委員の選出方法については、推薦、または公募となっておりますことから、地域や農業関係団体などから推薦を求めるとともに、一般公募を行うこととなります。②農業委員の構成としては、定数、先ほど申しました14人の過半ですから、8名以上は認定農業者とするということ。あるいは、農業に利害関係のないものを1人以上ですね。1人と書いておりますが、1人以上選任することを、これは必須条件とされております。

さらには、女性とか青年層からの登用にも配慮するようになっております。

③推薦または公募に当たっては、農業委員は町内全域を対象に。推進員につきましては、あらかじめ区域を限定して行うこととなります。

それから、④推薦または公募の結果によって、定数の過不足が想定をされますけども、まず、オーバーした場合、超過した場合は、選考委員会等の組織を設置しまして対応するとい

うこととございます。また、不足した場合は、推薦または公募期間を延長して、その措置を講ずるという流れになっております。

それから、今後の予定でございますが、農業委員は議会の同意を要するということとございますので、来年3月議会、もしくは6月議会までに14人の委員候補者を選出して、議会で御提案をいたす予定でございます。

それから、推進委員につきましては、農業委員会が委嘱をするということになっておりますので、これは議会の同意は要らないということになっております。

それから、新設をされました推進委員につきましては、報酬を制定する必要がございますので、いろんな業務形態とか今後の出務頻度等を精査しながら定めていく必要がございますので、これにつきましても3月、もしくは6月議会に提案をする予定でございます。

以上が、概要が今回の制度改正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

今度の改正は、公選制から任命制ということに変わったわけですが、基本的に農業委員というのは、農地の保存とか農業振興の立場で今まで活動されてるわけですが、今度のこの改正によって、その任務の内容というのは、そう大きく変わるものなのか。

それと、もう一つは、推進委員について、今まで農業地区推進委員ですかね、がいらっしゃいますけども、こういった人たちと同等なものなのか。それとも、全く別のものなのか。地区農業推進委員については、水田農業とかの業務も担っておられますので、そういったとの関連ですね。その業務内容がどこに違うのか。そういったものをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

業務内容についてでございますが、これまでの農業委員の業務については、農地の権利、あるいは、そういった農地転用の許認可とか、あるいは農地の仲介、あっせんとか、そういったもの、権利業務を主な活動とされておるとあわせて、農地の現場に行き、農地の利用状況調査をしたりとかされておりましたけども、そういった業務が幾らか最適化推進

委員に移行されて、主な業務はそういった農業委員会の権利業務あたりに集中してくるのかなというふうに思っております。

先ほど申しましたように、推進委員の業務は進めておられます農地集積、担い手の農地集積を主にそういった活動が主な活動になって来ようかと思えます。国の方針としましても、10年後には、農地の8割程度を担い手に集積をするという目標が立てられておりますので、そういった目標を達成するための一つの方策ではないかなというふうに思っております。

それと今、農林課にも臨時を1人雇用しておりますが、高月推進委員が中心になって、実績を上げていただいておりますが、そういった方との提携をしながら、さらに集積を進めていくという形になろうかと思えます。

それと、推進委員の、今あります推進委員につきましては、これは農業振興会のほうが推進委員としてお願いをしておる推進委員で、いろんな農業の農地利用というか、生産調整の分野とか、農協の業務とか、そういったものの推進をされる方が、今の推進委員でございますので、今回、設置する推進委員さんの業務とは全く違う業務になろうかと思えます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

13番 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

農業委員制度に関して、選出方法の中に、1番から4番まであるんですけど、定数の半数を認定農業者とすること。そしてまた、農業に利害関係のない者を1人選任と、それと女性や青年層からの登用も配慮するというので、農業の認定者の方々は、当然、今の農業委員の人たちと一緒になされておりますが、利害関係のない方がそこで意見を言われても、求められても、若干違和感等があるのかなと思っております。そこらあたりをどういうふうに進めなされるのか。女性も青年層もそうと思っております。

それともう一つは、その農業委員の方と推進員の方の給与等の関係をどういうふうになるのか、御質問いたします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

農業委員の構成でございますが、まずは認定農業者を過半、8名以上ということと、あと

は農業者でなくてもいいということで、以前は1反以上とか、60日業務とか、選挙である場合、農業委員名簿に登載された方でなければ農業委員になれないという規定がございましたけど、今後は誰でもなりたい人はなれるというようなことになっております。

ただ、中立的な方をどのような形で選出をするかというのは、一番、私もちょっと懸念をいたしておるところでございますが、そういった方が応募をしていただければいいと思うんですけども、そういった方を必ず、これは必須要件になっておりますので、必ず入れなければならないということになっておりますので、そういった方々をお願いする。結果的に、そういった方がいなければ、行政サイドからお願いするケースも出てくるのかなというふうに考えております。

報酬につきましては、先ほど申しましたように、推進委員の報酬を設定することになるかと思いますが、この辺がまだ今のところ、どの程度にするか、はっきりしてないという現状でございますが、おおむね現状の農業委員さんの報酬の半額程度になるのかなという思いをいたしております。今、御指摘があっているように、本町の非常勤特別職のそういう報酬が他町よりも低いというのは、そういう現状がございますので、そういったところもあわせて改定ができますれば、あわせて農業委員の報酬等も見直していただければというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 13番 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

最後はちょっと聞き取りにくかったんですけど、3町ではやはり特別な要因があって、農業委員等の給与が低いということで、再三あっておりましたんで、そこらあたりはぜひ改定をお願いしたいと思います。

今回も、議員報酬あたりも若干でしょうけど上積みされておりますんで、ぜひ民間の方々の特別委員の方等も、誤解のないような体制をとっていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

非常勤特別職の報酬の件でございますが、昨年、一部改定をいたしましたときに、特別職報酬の審議会を開催いたしまして、御意見をいただいたところでございまして、特に、農業委員の報酬に関しては、幾分そういった御指摘もあっておまして、その委員会の中、審査会の中では、具体的にどうしなさいという指示、額的なものの指示はありませんでしたが、

その際の御提言といたしまして、本来の農業委員さんのその業務がどの程度なのか。どの程度なのかというのは、実際の執務時間がどの程度あるのか。あるいは、業務の実態がどうなのか。そういったものを加味した上で、報酬に反映させるべきではないか。そういった御提言もいただいております。ただいま出てきております意見もございますので、次の推進委員さん、あるいは農業委員さんの報酬の審議の中でも検討させていただきたいというふうに思っております。

また、今回のこの条例の制定によりまして、新しい推進委員さんが出てきておりますので、農業委員さんの業務が減るということも、当然、可能性としてあるだろうと思います。そういったところも含めまして、慎重に検討してまいりたいとそういうふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

10番 川田議員。

○10番（川田保則君）

今も、総務課長のほうからありましたように。極端に言うたら、24人が農業委員ということになりますから、おっしゃるように、業務が少し減るんじゃないかなというふうに、私も思います。で、上限14人というのが、波佐見町のこの定数になるのかどうかですね。そこら辺はどんな考えておられるか。お聞きしたいです。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

これは14人というのは、上限が14人、マックスが14人ということでございますので、本町の場合、今16人で業務を推進をされておりますが、基本的には、これまでの公選による10人と加えまして、あるいは農協、共済からの推薦があった方、それと中立的な立場の方を1名加えるというような形で、昔から、以前から選挙があるときにも、地域の区割りがあったらうと思います。そういった区割りの中で、今後も、推薦をしていただければというような形で考えております。

最適化推進員につきましては、ちょうど10人でございますので、今まで選挙で区割りをされた地域から、一人ずつ選んでいただければいいのかなというふうに思いますが、ただ、農業委員は、区域割りはできないようになっていますので、町内全域から選びなさいという、法的にはそういう趣旨で規定がなされておりますので、区域割は特にできませんけども、基

本的には、今まで慣例的に農家の方が区域を設定された区域の中で、推薦なり、公募なりされてくるだろうというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

3番 三石議員。

○3番（三石 孝君）

この二つの組織が新たに活動を開始するに当たっての手続的なものも含めまして、経過措置として、附則のところに、公布の日から施行するというので、3番に書いてありますとおりに、今までの16人の方の農業委員さんは、29年7月19日まではその業務に携わっていただくというふうな内容だと思うんですが、新たに今度始まります委員さんの部分の決定も含めて、わかりやすいタイムスケジュールを簡単に御説明していただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今後のスケジュールにつきましてでございますが、この農業委員会制度の改正内容につきましては、既に自治会長会の中でとか、あるいは、集落営農組織の会議の中とか、多面的事業の役員会の中でも周知を図っておるところでございます。

まずは、3月議会に御提案を申し上げたいということ、予定をいたしておりますので、明けて1月16日にそういった具体的な推薦届の用紙の書き方とか、公募の用紙の書き方とか、そういった説明会を開催をする予定にいたしております。

そういったことも既に周知をいたしておるところでございますが、それで約1カ月間、公募をしないという規定もございます。公募を2月の中旬ぐらいまで公募期間を設けて、そこで定数どおり上がってくればいいんですけど、不足したり、オーバーしたりするケースもございますので、そこでまた選考委員会なるものを、組織をつくって、適任者を決定していただいて、その後に、議会の同意を得るということで、そういった流れでいくと思いますが、仮に3月にそろわなかった場合は、さらに延長して6月議会までには顔ぶれをそろえたいというような流れで行きたいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 3番 三石議員。

○3番（三石 孝君）

今まで存在します農業委員会が不在の状態はつくられないということで考えられますので、要は、29年7月19日以降については、新しい農業委員さんの顔であったり、その農業委員さんの定数14人が活動していただくというふうな流れになると理解してよろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

そういう任期までは現職で活動されまして、任期7月20日からは新しい体制で農業委員会は進んでいるという流れになります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

3番 三石議員。

○3番（三石 孝君）

わかりました。農業委員会については、そういうバトンタッチがスムーズにいくように段取りをしていただければありがたいと思います。その推進員さんについては、ここの3月の議会、6月の議会等々に提案等もされると思うんですけど、同時に、農業委員会と推進委員と、その会が二つに同時に進むという段取りではないんですね。すなわち、まずは農業委員さんについては、新しく14名の方が農業委員になられたら、7月19日以降はその方たちに移行されるんでしょうけど、新たな組織でございます、その委員さんたち、最適化推進委員さんたちの活動については、どの段階から始められる予定になるのか。すなわち、3月もしくは6月の議会の決定を待って、活動としてはパスされることなのか。その辺の御解説をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

新しくなられる推進員については、新しくなった農業委員会の中で委嘱をするということになっておりますので、今の現職員が委嘱をするんじゃなくて、今回、制度改正後に新しくなられた農業委員会の総会で決定をしていただいて、その後、活動がスタートをするというふうな形になります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号 波佐見町農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第76号

○議長（今井泰照君）

日程第13. 議案第76号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第76号について説明をいたします。

議案第76号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月15日提出、波佐見町長。

提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

次ページをお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

以下、17条中第1項の規定の改正と中段以降にございます17条の2の新設があります。今回の休暇等に関する条例の一部改正の主なものは、介護休暇の部分の改正でございます。

2点ほどございまして、まず1点目が、これまでの介護休暇を分割して取得できるようにするというものが1点。

それから、もう一つは、介護休暇に加えまして、介護時間を新しく新設するものでございます。

改正の理由でございますけれども、民間の労働法制等々の改正に伴いまして、国家公務員の休暇、それから、あわせて地方公務員も改正という流れになっておりますが、現在の少子高齢化社会に柔軟に対応していくということ。それから、日常的な介護ニーズ、これに柔軟に対応していく。これが大きな目的でございます。

それでは、ページは4ページの新旧対照表をお願いいたします。

表の左側が改正案でございますので、改正案の中身について説明をしております。

第10条、「、介護休暇及び介護時間」とする。これまでは介護休暇のみだったんですか、介護時間が加えられております。

それから、第17条。第17条については、介護休暇とはどのような休暇かということが記載をされております。

それから、第2項には介護休暇の期間、第3項については省略をいたします。1項と2項についての改正が行われておりますが、これまでの介護休暇の中身そのものは、改正前が一つの介護休暇を取得する際には2週間以上、さらに、引き続く6カ月の期間の範囲内ということになっておりました。

したがって、介護休暇を取得しようとする上は、まず2週間以上でなければならないということ、それから、連続する6カ月の範囲内だけにとどめられておりました。これでは、少し柔軟な対応ができないということで、今回の改正では、その2週間以上が変わりまして、2週間と、それから6カ月の期間内が若干柔軟になりまして、一つの要介護状態ごとに3回まで。それから、取得の期間が合計6カ月、要するに分割で取得をすることができるようになりましたので、取得する期間がトータルで6カ月で取得することができるということになっております。これまでは2週間以上、最長でも6カ月までしかとれなかったんですが、3

回まで分けてとれば、6カ月を超えても構いませんよということになっております。

それから、介護時間の新設でございますが、これまでの介護休暇につきましては、1日、または時間を単位として、仕事が始まる時点から4時間の範囲内、もしくは、仕事が終わる4時間までの範囲内で、時間を単位としてとることができたんですけども、今回の介護時間の新設によりまして、介護時間につきましては、1日に2時間以下、それから連続する3年以下という期限が定められております。

したがって、これまでの介護休暇で取得をするか、もしくは、介護時間で取得をするか、どちらかが選択をできるということになっております。

その2点の改正が、第17条の第1項、それから、第2項の改正部分。それから、ページが5ページに行きまして、介護時間の新設ですね。ここの中に規定をされております。

それから、附則でございますが、この条例は平成29年1月1日から施行するというところでございますので、来年あけて1月1日からは、もうこの介護休暇、もしくは、介護時間が取得できるということになっております。

さらに、附則の2項でございます。経過措置が書いてございますけれども、この経過措置につきましては、29年1月1日から新しい制度に移行する関係で、現在、介護休暇を取得している場合、その途中にある場合は、1月1日以降の分については取得ができなかった残りの期間を分割して取得できると。その経過措置がここの中に規定をされております。

現在、波佐見町の職員では、介護休暇の取得はあっておりませんが、以上のような形で条例を改正し、制度を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第80号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第80号 波佐見町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

それでは、今回の税条例の改正について御説明させていただきたいと思います。

議案第80号 波佐見町税条例等の一部を改正する条例。

波佐見町税条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年12月15日提出、波佐見町長。

提案の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び、所得税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日にそれぞれ公布、並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであるということでございます。

今回の改正につきましては、税条例の本体の改正と、以前、平成26年と平成27年に改正しました条例の一部を再度改正する内容ということになっております。

また、条例本体の改正につきましては、消費税の引き上げが今回29年4月から31年10月に2年半延長されましたことに伴いまして、改正する部分がありますので、それを分けて整理をしております。そのことを本日お配りしました概要の一番下の米印のところに書いております。

第1条の2、第2条、第3条ということで、第1条が税条例本体の改正でございます。第1条の2が消費税の引き上げ時期に伴いましての改正部分でございます。第2条というところ

ろが、平成26年3月に改正した条例を再度改正と。第3条が、平成27年3月に改正した分を再度改正ということで、整理をいたしております。概要の右上の関係条項ページというところに、かぎ括弧で、第1条とか第1条の2とか、2条、3条というふうに整理をいたしております。

それでは、具体的に御説明を申し上げたいと思いますけども、別紙条文で御説明を申し上げなきゃいけないところなんですけども、結構複雑で難しくなっておりますので、本日お配りしました概要と新旧対照表、20ページからの新旧対照表を使って御説明を申し上げたいと思います。

まず、概要をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、6項目に対して改正がなされております。

まず第1点目でございますけども、①延滞金額の計算期間の見直しということで、これは最高裁の判決事例が出まして、それに伴いまして、地方税の関係の延滞金額等の改正がなされているところでございます。その関係する条例が第19条、新旧対照表でいきますと、20ページからあります19条、それと22ページの43条、それと24ページの48条、それと26ページの50条というところが、この延滞金額の計算の見直し関係で上げてあるところでございますけども、右側が改正前、左側が改正後と。下線部の部分が改正条文となっております。

なお、この改正条文につきましては、国から示されましたひな形に沿って、改正されていることを申し添えておきます。

続きまして、2点目でございます。

概要に戻っていただきたいと思いますが、②ということで、自主服薬推進、セルフメディケーションのための医療費控除の特例Aの創設ということで、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、医師の関与がある健診等、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診の取り組みをしているものが、医療用から転用された一定の一般医療品等で、医師の処方箋がなくても購入できる医薬品等を購入した場合、年間の購入費用のうち保険金等を控除した額が1万2,000円を超える部分について、所得控除できるものというふうになっております。

この改正につきましては、附則第6条をとということで、28ページのほうに上げております。

一番上に、第6条ということで書いておりますけども、ここの部分がセルフメディケーションということで今度から導入されるわけでございますけども、30年1月1日から施行とい

うことで、年明けてから購入された、そういった医療品、医薬品について控除ができるという制度になっております。

続きまして、概要に戻りまして、3点目でございます。

③住宅ローンの減税措置の2年半延長ということで、個人住民税における住宅ローンの減税措置について、適用期間は平成33年12月31日まで、2年半延長するというところでございます。こちらについては、新旧対照表の28ページの附則第7条の3の2項というところで上げております。

改正されたのが41年から43年と、途中31年から33年ということで、住宅ローン減税につきまして、2年半延長がなされていると。現行の住宅ローン減税について、2年半延長がなされているというところでございます。

4点目でございます。

④軽自動車税のグリーン化特例対象期間を1年延長、これは附則第16条関係でございます。税の名称と課税主体の変更ということで改正がなされております。税の名称と課税主体の変更は、下の四角、表でまとめておりますけれども、軽自動車取得税、これは車を購入したときにかかる、最初の、1回かかる税金でございますけれども、その名称が環境性能割というふうに新たに名称が与えられまして、今まで県税で徴収されていたものが町税へ移行されるということでございます。

しかし、当面の間は、従来どおり県が徴収をするというところでございます。税率につきましては、環境性能割に、性能に応じまして、非課税から取得価格の2%というところでございます。

下段の軽自動車税、これは毎年4月1日の所有者に対してかかっている税金でございますけれども、この名称が種別割というふうに新たな名称に変わります、こちらについては町税のままでございますけれども、新税率につきましては、昨今の環境性能が進んでいるということで、これが31年10月から適用されますので、その時点における車の環境性能に応じて決定をするというふうになっております。

この部分の改正がかなりの部分を占めるんですけども、最初言いましたグリーン化特例の延長期間等の延長関係が、28ページから30ページの附則第16条というところが、グリーン化特例が1年間延長されるというところの関係条文になっております。16条のところの30条の4項までが1年間延長されると。

それと、38ページからは第1条の2ということで、先ほど説明しましたけども、消費税が2年半延長されるというところで、その2年半延長されるところを、この第1条の2というところでまとめております。

その中で、軽自動車税の関係が18条の3からずっと19条、51ページまでが改正がなされております。

それで、41ページ目をごらんいただきたいんですけども、41ページ目が、新しく左側にしか書いてありませんけども、これは先ほど説明しましたけども、県税から町税に移行されるという部分で、環境性能割のところ、新たに町の中に条項が新設されるというところがございます。81条からずっと43ページの81条の8というところまでが、新たに町税になるために加えられる部分でございます。

82条は、その税の名称が軽自動車税から種別割というふうに変わっているというところで、整理をされているところでございます。

48ページ目からが、また先ほどありましたけども、環境性能割に伴って、新たに町税の中に環境性能割の項目が新設をされているというところがございます。

それと52ページの第2条、こちらのほうが平成26年3月に改正されました税条例を再度改正するというところでございます。この種別割、第6条のところに、軽自動車税の種別割という名称が加えられているかと思っております。

54ページが第3条。これは27年3月に改正された部分の改正でございまして、こちらについても、この軽自動車税の関係条例が改正されている部分でございます。

また、概要に戻りまして、⑤外国居住者等所得相互免除法の改正ということで、これは外国、主に台湾との相互主義に基づきまして、当該外国との間の二重課税を排除するための措置を講じるということでございます。今までほかの外国とは、この租税法の条約を結んでいたんですけども、今回初めて台湾と正式に結ぶということで、その関係で税金の二重課税を防ぐための条項ということで、新たに改正と新設が設けられております。その部分が30ページから37ページまでということで、附則第20条の2と附則20条の3というところでまとめて、改正を提案されているところでございます。

6番目でございます。法人税割の税率の改正ということで、これは今、現行が法人地方税が9.7%が31年10月1日から6%になるというところでございますけども、地域間の税源の偏在化を是正し、財政力の格差の縮小を図るため、法人割の税率を引き下げ、あわせて地方

法人税（国税）の創設及び税率の引き上げを行い、その税収全体を地方交付税の原資化にするものというところでございます。これは一見、地方税のほうが減額、引き下げられているように見えるんですけども、この引き下げられた部分については、一旦国のほうで保留をされまして、それをまた、地方に交付税という形で配分をされるということで、ですので法人が多い首都圏の税金がまた地方に配られるというような仕組みで、見た目は下がってるんですけども、会社が払う税金については変わらないということで、直接、地方に入れるか、間接的に入ってくるかというところで、改正がなされております。

その部分については、新旧対照表の40ページの34条の4ということで、税率を9.7から6.0とするというところで上げてあります。

これらの関係の施行時期でございますけども、18ページをごらんいただきたいんですけども、附則ということで、施行時期でございます。第1条、この条例は、平成29年1月1日から施行するということで、ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行するということでございます。

(1) 第1条中の税条例附則第16条、これは先ほど説明しましたグリーン化特例が1年間延長されるという部分です。及び附則第3条の2、これは19ページの3条の2項でございますけれども、先ほどのグリーン化特例のところでございますけれども、その部分については、29年4月1日から施行がされると。

(2) 第1条中の附則第6条の改正。附則第6条、セルフメディケーションの部分ですね。その改訂と次条、次の2条の2項の規定に新条例附則第6条の規定はということで云々と書いてありますけれども、このセルフメディケーションの関係については、30年1月1日からということで、施行されるということで、こちらにつきましては、年明けて、29年1月1日から購入した医薬品が対象になってくるということになっております。

なお、こちらにつきましては、そういった医師の処方箋とか、受けた部分についての医薬品が対象になってくるということで、病院にかかる前に、自主的にそういった市販というか、薬を飲んで健康管理をなささいと。その部分について、所得税から控除しますよという項目が新たに設けられたところでございまして、1万2,000円を超える部分、各種保険に入ってるかと思っておりますけども、そういった保険金を差し引いたところを、1万2,000円を超える部分が8万8,000円まで税金から控除されるということで、例えば2万2,000円かかったと。1万2,000円控除しますので、1万円だけ控除されるんですけども、そのうちの5%

が所得税で、10%が住民税ということで、超えた部分の1万円について1,500円が控除されるというようなところでございます。

それは年明けたところから始まるというところで、ただ、これにつきましては、申告が必要ということで、そういった全ての医薬品が対象になるわけではございませんので、そこがどうなってくるか、ちょっと心配なんですけども、そういったレシートか何かに多分表示がされるんだろうと思います。その医薬品についてのみ、そういった控除の対象になってくるというところでございます。

(3)番でございますけれども、これは1条にその消費税の引き上げの延長、31年10月からというところでまとめているということで申し上げましたけれども、主に軽自動車税の関係でございます。

それと、あと第2条、これは26年3月の改正部分です。並びに第3条、これは27年3月に改正した部分について、並びに附則第2条の2というのは、この19ページに書いている部分でございますけども、19ページの2条の2ということで、途中34条の4ということで書いておりますけども、34条の4というところは法人税の9.7から6%へ引き下げる部分でございますけども、それと附則第3条、19ページの3条、軽自動車の経過措置というところで、こちらについては31年10月1日から施行されるというところで、施行時期がされております。

今回、以上、御説明を申し上げたいと思います。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番 横山議員。

○2番（横山聖代君）

セルフメディケーションのための医療費控除の特例の創設について、ちょっとお聞きしたいんですけども、最後の括弧書きで、医療費控除との併用が不可ってあるんですけど、今まである医療費控除とは別に、このセルフメディケーションのための何か医療費控除みたいな、また新たに控除枠が増えるということですか。それとも、この医療費控除、もしくはこのセルフメディケーションをどっちか取るみたいな。そがんしたら、医療費控除ばとったほうが得になるんですけど。何か、また別枠で控除枠ができたりとかですか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

申しわけございません。一つ、説明しておりませんでした。これはどちらかしか選べません。ですので、普通の医療費控除につきましては、10万超える部分が控除になるということで、そちらにつきましては、入院されたりとか、医者にかかった部分が医療費控除で使えるんですけども、今回のセルフメディケーションは、医者にかかる前、予防的なものに対して、自分が一般のそういう市販薬を、対象になる市販薬を買って、自分が予防的に防止すると。病気を防止するというものに対して、新たに設けられるということですので、どちらかしか選べないということでございます。

○議長（今井泰照君） 2番 横山議員。

○2番（横山聖代君）

どちらか一つを選ぶってことで、そしたらですよ、普通の医療費控除は、所得が200万以上の人は計算して、10万以上、医療費がかかったら医療費控除が受けれるけど、このセルフメディケーションのための医療費控除だったら、先ほど言われた1万2,000円を超えるところで控除ができるってことは、この計算式があるじゃないですか、10万ば差し引いて、10万以上のところは医療費控除できるよって。それがなしに、先ほど言われた2万2,000円、薬を購入しました。1万2,000円を控除して、1万円が所得税から控除できるっていうやり方になるということですか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

はい、そのとおりでございます。1万2,000円、医療費控除でいけば10万円という部分が1万2,000円になるということで、医者にかかるか、自分でやるか、セルフで自分でやるかということで、その控除額の見直しという形でされております。

なお、これにつきましては、5年間が対象ということで、多分、国としても、この5年間でやってみて、医療費がどのくらい減になるのかというのを見たいのかなというところなんだろうと思っております。

ですので、5年間、この特例措置が継続されるというところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

1番 城後議員。

○1番（城後 光君）

直接のこの議案に対する質問ではないんですけど、この概要書なんですけど、先ほど総務課の説明のところにもあったんですけど、15日に議案をいただくタイミングで、正直、この分厚いものだとわからないんですね。今、議事で議案をこうやって配られたとしても、どういふところが変わっているのかがわからないんですけど、なぜ今、この概要を提出されるのか教えていただけませんか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

今回、80号の税の改正部分につきましては、まず、皆様にお渡ししました議案整理をするのが、期間で精いっぱいであったということと、その後、これじゃあ、確かにわかりにくいというのがわかってましたので、まずは間に合うように議案を整理して、その次からこれをつくり始めたというところで本日の提出になったということで、申しわけございません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号 波佐見町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第15 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第15. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成28年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後3時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員